平成30年町議会6月定例会議提出議案

- 第 3 号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 4 号報告 平成29年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 号報告 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 号報告 平成29年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第45号議案 動産の買入れについて(救助工作車)
- 第46号議案 動産の買入れについて (高規格救急自動車)
- 第47号議案 動産の買入れについて (高規格救急資器材等)
- 第48号議案 動産の買入れについて (消防団車両)
- 第49号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道 企業団規約の変更に関する協議について
- 第50号議案 島本町税条例等の一部改正について
- 第51号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改 正について
- 第52号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について
- 第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第54号議案 島本町介護保険条例の一部改正について
- 第55号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第56号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第1号)
- 第57号議案 平成30年度島本町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

第 3 号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案提出課 総務部 税務課

1 提案理由

会計年度末における地方税法等の一部改正に伴う必要な条例の改正を行うため、専決処分したもの。

2 報告の概要

- (1) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税に関する特例の見直しにより、
 所要の規定の整備をするもの (第40条関係)。
- (2) 法人町民税の申告期限の延長の特例等の適用がある場合における延滞金の計算期間の見直しにより、所要の規定の整備をするもの(第43条関係)。
- (3) 地域決定型地方税制特例措置の見直しにより、所要の規定の整備をするもの (附則第15条の2関係)。
- (4) 住宅等に係る税額の減額措置の延長及び創設により、所要の規定の整備を するもの(附則第15条の3、第21条の2関係)。
- (5) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置の延長により、 所要の規定の整備をするもの(附則第16条から第21条の8関係)。
- (6) その他、地方税法等の改正により、所要の規定の整備をするもの。

3 施行期日

平成30年4月1日

第 4 号報告 平成29年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告に ついて

議案提出課 総務部 財政課

1 提案理由

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度島本町一般 会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

2 報告の概要

| 事業名 | 翌年度繰越額 円 |
|--------------------|--------------|
| 第二小学校プール改修事業 (教育費) | 29, 800, 000 |
| 第一幼稚園空調機設置事業(教育費) | 15, 699, 000 |
| 2 件 | 45, 499, 000 |

第 5 号報告 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越 計算書の報告について

議案提出課 上下水道部 業務課

1 提案理由

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度島本町公共 下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

2 報告の概要

| 事 業 名 | 翌年度繰越額 円 |
|------------------|---------------|
| 五反田雨水幹線整備工事(第2期) | 116, 280, 000 |

第 6 号報告 平成29年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議案提出課 上下水道部 業務課

1 提案理由

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成29年度島本町水道事業 会計予算繰越計算書を報告するもの。

2 報告の概要

(1) 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 事 業 名 | 翌年度繰越額 円 |
|-------------|---------------|
| 第二大薮取水井新設工事 | 69, 068, 000 |
| 第二曝気塔新設工事 | 105, 600, 000 |

② 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

| 事業名 | 翌年度繰越額 円 |
|-------------|-----------|
| 水無瀬導水管外移設工事 | 4,521,000 |

第45号議案 動産の買入れについて

議案提出課 消防本部 管理課

1 提案理由

買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結したいため。

2 議案の概要

(1) 買入れ金額及び買入れ先

物品の名称 救助工作車

買入れ金額 金113,292,000円

買入れ先 住所 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3

氏名 株式会社モリタ関西支店

支店長 合 田 努

(2) 動産の内容

救助工作車

ア エンジン型式 最高出力210 P S 以上

イ 駆動方式 4輪駆動方式

ウ 乗車定員 6名

エ トランスミッション オートマチック

才 全長 7,650mm以内

カ 全幅 2,400mm以内

キ 全高 3,250 m m 以内

ク その他 ウインチ・クレーン・照明装置・救助資機材

(3) 契約の方法

第46号議案 動産の買入れについて

議案提出課 消防本部 管理課

1 提案理由

買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結したいため。

2 議案の概要

(1) 買入れ金額及び買入れ先

物品の名称 高規格救急自動車

買入れ金額 金18,414,000円

買入れ先 住所 高槻市辻子一丁目1番24号

氏名 日産大阪販売株式会社 Zushi高槻店

店長 景 山 善 行

(2) 動産の内容

高規格救急自動車

ア エンジン型式 QR25DE

イ 駆動方式 4輪駆動方式

ウ 乗車定員 7名以上

エ トランスミッション オートマチック

才 全長 5,650mm以内

カ 全幅 1,950mm以内

キ 全高 2,490 m m 以内

(3) 契約の方法

第47号議案 動産の買入れについて

議案提出課 消防本部 管理課

1 提案理由

買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結したいため。

2 議案の概要

(1) 買入れ金額及び買入れ先

物品の名称 高規格救急資器材等

買入れ金額 金9,601,200円

買入れ先 住所 大阪市中央区内平野町三丁目2番10号

氏名 株式会社アダチ

代表取締役 足 立 三 朗

(2) 動産の内容

高規格救急資器材等

- ア 気道確保用資器材一式
- イ 半自動除細動器一式
- ウ 輸液用資器材一式
- 工 血中酸素飽和度測定器一式
- 才 心電計一式
- カ 高規格救急自動車取付品及び附属品
- キ 救急活動資器材

(3) 契約の方法

第48号議案 動産の買入れについて

議案提出課 消防本部 管理課

1 提案理由

買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結したいため。

2 議案の概要

(1) 買入れ金額及び買入れ先

物品の名称 消防団車両(山崎・東大寺分団)

買入れ金額 金7,489,800円

買入れ先 住所 大阪市西淀川区大和田五丁目21番20号102

氏名 株式会社ナカムラ消防化学大阪営業所

所長 中 頭 徹 男

(2) 動産の内容

消防団車両 (山崎・東大寺分団)

ア 台数 2 台

イ エンジン型式 1,700cc以上

ウ 駆動方式 2輪駆動方式

工 乗車定員 5名

オ トランスミッション オートマチック

カ 全長 4,400mm以内

キ 全幅 1,800mm以内

ク 全高 2,200mm以内

(3) 契約の方法

第49号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大 阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

議案提出課 上下水道部 業務課

1 提案理由

地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

2 議案の概要

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、 忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するととも に、大阪広域水道企業団規約を変更するもの。 第50号議案 島本町税条例等の一部改正について

議案提出課 総務部 税務課

1 提案理由

地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務に係る所要の規定を整備 するもの (第56条の2関係)。
- (2) たばこ税率の段階的引上げ、加熱式たばこの区分の創設及び課税方式等の 見直しにより、所要の規定を整備するもの(1条(第85条、85条の2、 86条の2、87条、88条、第89条、第91条)、第2条、第3条、第4 条、第5条、第6条関係)。
- (3) 控除対象配偶者の定義変更、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件 等の見直しにより、所要の規定を整備するもの(第14条、第23条、附則 第30条関係)。
- (4) 大法人に対する申告書の提出方法の見直しにより、所要の規定を整備する もの(第13条、第40条関係)。
- (5) 基礎控除の見直し、基礎控除額に係る所得要件の創設等により、所要の規 定を整備するもの(第14条、第17条、第20条、附則第11条関係)。
- (6) 中小企業における一定の設備投資に伴う固定資産税の軽減に係る特例措置 の創設により、所要の規定を整備するもの(附則第15条の2関係)。
- (7) その他、地方税法等の改正により、所要の規定を整備するもの。

3 施行期日

公布の日(ただし、2(2)について、第1条及び第6条については平成30年 10月1日、第2条については平成31年10月1日(一部平成31年4月1 日)、第3条については平成32年10月1日、第4条については平成33年10月1日、第5条については平成34年10月1日、2(3)については平成31年1月1日、2(4)については平成32年4月1日、2(5)については平成33年1月1日、2(6)については生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日)

第51号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について

議案提出課 教育こども部 子育て支援課

1 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(国基準)の一部改正に準じて、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく 困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、代 替保育を提供する場所に応じて定める者を確保することをもって、当該連携 施設を確保することに代えることを可能とするもの(第8条第2項及び第3 項関係)。
- (2) 家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、一定の要件を満たしている者として町長が適当と認める事業者から食事を外部搬入することを可能とするもの(第18条第2項第4号関係)。
- (3) 家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を10年猶予する経過措置を設けるもの(附則第3項関係)。
- (4) その他文言を整理するもの。

3 施行期日

公布の日

第52号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案提出課 教育こども部 子育て支援課

1 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国基準)の一部改正 に準じて、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 放課後児童支援員の資格要件(教諭となる資格を有する者)の規定を明確 化するもの(第12条第3項第4号関係)。
- (2) 放課後児童支援員の資格要件(所定の学科等を修めて大学を卒業した者) に、専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととするもの(第12条第3項第5号関係)。
- (3) 放課後児童支援員の資格要件に、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事 した者であって、町長が適当と認めたもの」を新設するもの(第12条第3 項第10号関係)。
- (4) その他文言を整理するもの。

3 施行期日

公布の日(2(2)については、平成31年4月1日)

第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について

議案提出課 健康福祉部 保険課

1 提案理由

大阪府国民健康保険運営方針に基づく事務運用の決定に伴い、所要の改正を 行うもの。

2 議案の概要

保険料減免に係る申請書類について、提出期限の見直し等を行うもの。

3 施行期日

平成30年7月1日

第54号議案 島本町介護保険条例の一部改正について

議案提出課 健康福祉部 保険課

1 提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

保険料の段階の判定に用いる合計所得金額について、長期譲渡所得及び短期 譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いる旨の定義を加えるもの。

3 施行期日

平成30年8月1日(ただし、第1条の規定による改正は公布の日)

第55号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の 一部改正について

議案提出課 健康福祉部 保険課

1 提案理由

申請者の要件及び共生型地域密着型サービスの基準を定めるため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 申請者の要件を追加する。
- (2) 共生型地域密着型サービスの基準を規定する。

3 施行期日

公布の日

第56号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第1号)について

議案提出課 総務部 財政課

議案の概要

歳入歳出総額 補正前 11,069,000 千円

補正後 11,093,864 千円

歳入歳出予算 補正額 24,864 千円

〔歳入〕 (単位:千円)

| | | | | (+15. 1 1 1) |
|-------|-------------|--------------|---------|--|
| 款 | 目 | 補正前 | 補正額 | 主な説明 |
| 国庫支出金 | 民生費国庫補助金 | 248, 949 | 972 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補 助金 |
| 繰入金 | 財政調整基金繰入 金 | 577, 638 | 23, 304 | 財政調整基金繰入金 |
| 諸収入 | 雑入 | 71, 100 | | 広報等広告収入 388 地方創生アドバイザー 事業助成金 200 |
| 炭 | 表入合計 | 11, 069, 000 | 24, 864 | |

〔歳 出〕 (単位:千円)

| 款 | 目 | 補正前 | 補正額 | 主な説明 | ٦ |
|----------|-------------|--------------|----------------|--------------------|----|
| 議会費議会費 | | | △ 193 | 公用車運行等業務 △ 96 | 30 |
| | 議会費 | 131, 724 | | 有料道路通行料 △ 5 | 53 |
| | | | | 車両借上 82 | 20 |
| | | | | 公用車修理 △ 9 | 93 |
| | | 65, 393 | 16, 740 | 椅子カバー等クリーニ ング | 2 |
| <u> </u> | 財政管理書 | | | 自動車損害保険料 △ 6 | 37 |
| 総務費財産管理費 | <u> </u> | | | 自動車重量税 △ 4 | 15 |
| | | | 役場敷地測量等業務 3,12 | 23 | |
| | | | | 新庁舎建設基本計画策 定等業務 | 24 |
| | 障害者福祉費 | 645, 924 | 3, 358 | 障害者福祉システム改修業務 | |
| 民生費 | 児童福祉総務費 | 200, 045 | 2, 200 | 公有財産測量等 | |
| | 生活保護総務費 | 34, 478 | 1, 944 | 生活保護システム改修業務 | |
| 商工費 | 商工振興費 | 16, 885 | 200 | アドバイザー謝礼 | |
| 教育費 | 事務局費 | 183, 250 | 615 | 賃金 | |
| 蒙 | 送出合計 | 11, 069, 000 | 24, 864 | | |

第57号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

歳入歳出総額 補正前 1,596,000 千円

補正後 1,604,917 千円

歳入歳出予算 補正額 8,917 千円

〔歳 入〕 (単位:千円)

| 款 | 目 | 補正前 | 補正額 | 主な説明 |
|-----|-------------|-------------|--------|-----------|
| 繰入金 | 基金繰入金 | 81, 634 | 8, 917 | 財政調整基金繰入金 |
| 厉 | 衰入合計 | 1, 596, 000 | 8, 917 | |

〔歳 出〕 (単位:千円)

| 款 | 目 | 補正前 | 補正額 | 主な説明 |
|------|-------------|-------------|--------|----------------------------------|
| 下水道費 | 下水道建設費 | 610, 744 | | 負担金 流域下水道高槻島本雨水幹線接 続点工事負担金 |
| 厉 | 遠出合計 | 1, 596, 000 | 8, 917 | |